

# 高萩アウトドアフィールド「Hagi Village」

## 新規参入事業者 募集要項

令和3年5月

高萩市企画部地方創生課

## 1 目的

高萩市（以下「本市」という。）は、茨城県の北東部に位置し、東は太平洋、西は多賀山地が連なり、海と山の自然に恵まれたまちです。

特に、山間地域の自然資源は豊富であり、未だ活かされていない資源が多くあります。これらの資源を有効活用し、本市の山間地域がアウトドアフィールドとして認知されるよう、令和元年7月に「Hagi Village（はぎビレッジ）」（以下、「はぎビレッジ」という。）を開設しました。

今後、多様なアウトドア体験を利用者に提供することで、市内外から多くの方に来訪いただき、地域が活性化されることを目指し、「はぎビレッジ」において、新たにアウトドア関連の事業を実施する事業者を募集します。

## 2 「はぎビレッジ」の概要

### （1）範囲

はぎビレッジの範囲は、小山ダム敷地内のうち、①占用許可を受けた県有地及び②市有地、③所有者の同意があった民有地です。①、②については、（2）のとおりエリアを設定しています。

なお、③のエリアを事業地として使用する場合は、土地所有者と協議をする必要があるため、企画提案前に本市と協議することが必要です。

### （2）募集エリア ※詳細は地図1をご参照ください。

No	エリア名	実施事業例	宿泊可否	応募可否※
1	グランピングエリア	仮設宿泊テントを用いた宿泊体験 など	可	否
2	湖面エリア	湖面を活用したアクティビティ など	不可	可
3	自然体験エリア	農業体験やデイキャンプ など	不可	可
4	事務所エリア	各体験の受付をする仮設事務所や仮設物販施設の設置 など	可	否
5	イベントエリア	熱気球体験やマルシェ等の一時的なイベントの実施 など	不可	可
6	小山ダム周辺 環境整備事業用地	広大な敷地を活かしたアウトドア体験 など ※林道整備のため、令和6年度から事業開始が可能	可 ※浸水エリアを除く	可

※令和3年5月13日現在

(3) 利用条件

『高萩アウトドアフィールド「Hagi Village」利用規則』に記載の内容を遵守してください。

### 3 応募対象事業者

(1) 募集事業者

「2 はぎビレッジの概要」で示した範囲内において、アウトドア関連事業を継続して実施する意欲がある事業者（事業者の所在地は問いません）。

(2) 応募条件

次の要件をすべて満たす必要があります。

① 事業者について

- ・ 納付すべき地方税の滞納がないこと
- ・ 高萩市暴力団排除条例（平成23年高萩市条例第22号）第2条第2号に規定する者でないこと
- ・ 予算及び決算を適正に行っている者であること

② 企画提案内容について

- ・ 関係法令及び『高萩アウトドアフィールド「Hagi Village」利用規則』に反していないこと
- ・ 政治・宗教・選挙活動を目的とした事業内容でないこと

### 4 応募方法

(1) 募集受付開始日

令和3年5月13日（木）から

※エリアすべての参入事業者が決定次第、募集を締め切ります。

※事業を開始したエリアについては、高萩市ホームページにて随時公表します。

(2) 提出書類

① 企画提案書（様式1）

② 企画内容の詳細が分かるもの（任意様式）

なお、企画内容（任意様式）には、下記の項目を必ず記載してください。

【記載必須項目】

- ・ 事業を実施するエリア
- ・ 提供するアウトドア体験の詳細（利用者へのアウトドア体験の提供方法、料金、ターゲット、誘客（PR）方法など）※具体的に記載ください。
- ・ 従事するスタッフの人員体制及び類似事業の経験年数
- ・ 利用者の見込み数
- ・ 実施スケジュール（参入許可を受けてから事業を実施するまで及び事業開

始後の展望)

- ・ 利用者等の安全対策について（利用者の事故防止策、設備の点検、災害時における利用者の避難誘導方法等）

- ③ 会社の概要が分かるもの（会社案内パンフレット等）
- ④ 法人の登記事項証明書（3か月以内のもの）又は個人事業者開業届
- ⑤ 貸借対照表及び損益計算書（直近3事業年度分）  
※個人事業者は、損益計算書の代わりに収支内訳書でも可能とする。
- ⑥ 地方税について滞納のないことを証する納税証明書

※①企画提案書（様式1）は地方創生課の窓口で配布するほか、高萩市ホームページからでもダウンロード可能です。

### （3）提出方法

「（2）提出書類」に記載の書類一式を地方創生課まで持参してください。書類提出時に、企画提案内容について簡単なヒアリングを実施しますので、郵送・ファックス・電子メール等での提出は不可とします。

<受付時間>

午前8時30分から午後5時15分まで（土・日及び祝日を除く）

**※事前にご連絡のうえ、地方創生課までお越しください。**

### （4）質問及び回答

質問は随時、電子メール等にて受け付けます。

また、必要に応じて現地の見学も可能です。お気軽にご相談ください。

## 5 参入の許可・不許可の決定

提出のあった企画提案書等に基づき、本市で提案内容のヒアリング及び審査を実施したうえで、応募事業者の参入許可・不許可を決定し、応募事業者に通知します。

<許可・不許可の決定基準（基本的要件）>

- ① 本事業の趣旨を十分理解しており、提案内容が魅力的であるか
- ② 提案内容に具体性・実現性があるか
- ③ 継続的な事業の実施が見込めるか
- ④ 人員の配置等、実施の実施体制が整っているか

## 6 許可決定後の流れ

参入許可決定後から事業を開始するまでの流れは以下のとおりです。

なお、提出書類に虚偽があったときや法律上事業の実施が困難であることが判明したとき、そのほか不適切な行為があったときは、許可を取り消す場合があります。

(1) 必要な許可等の取得

事業実施にあたり保健所や消防署等への届出が必要な場合は、手続きを完了させてください。なお、河川占用許可については、本市で手続きを行います。

(2) 既存事業者との調整

はぎビレッジを利用するにあたり、既存事業者と必要な調整（共用物の管理・使用方法などについての協議）を行っていただきます。

(3) 協定書の締結

本市と実施事業内容について調整を行ったうえで協定を締結し、事業を開始していただきます。

## 7 問合せ先

高萩市企画部地方創生課

〒 茨城県高萩市本町1-100-1

電話：0293-23-2127

e-mail：[sosei@city.takahagi.lg.jp](mailto:sosei@city.takahagi.lg.jp)

## 【参考】応募から事業開始までの流れ

※必要に応じて、市との事前協議及び現地確認

応募書類の提出

- ・企画提案書（様式1）など必要な書類の提出
- ・企画提案内容についての説明



【市】提出書類の確認・審査  
許可・不許可の決定

※許可・不許可通知の送付

【許可】  
・必要な許可等の取得  
・既存事業者との調整

- ・河川占用許可等必要な申請の確認  
※河川占用許可は本市において手続きします。
- ・必要に応じて保健所や消防署等への届出
- ・既存事業者と共用物の管理や使用方法などについての協議



本市と協定締結



事業開始